内閣総理大臣 安倍晋三 殿 厚生労働大臣 加藤勝信 殿 文部科学大臣 萩生田光一 殿

> 障害のある子どもの放課後保障全国連絡会(全国放課後連) 会長 園山満也

学校の一斉臨時休業に関する緊急要望書(第2次要望)

2月29日に「学校の一斉臨時休業に関する緊急要望書」を提出させていただきました。その後、3月3日に「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係る Q&A」(以下「Q&A」という。)が発出され、支給量、人員配置、開所時間などへの対応方針が示されました。私どもの要望内容にあったものも含め、ご対応いただいたことについて感謝いたします。しかし、懸命に事業を実施する中で、各事業所は、都道府県・区市町村の対応の違い、支援・活動内容の抑制や人員確保などの面で困難な問題に直面しています。

そこで、以下のことを要望いたします。

I 全体的要望

1、厚労省の事務連絡や Q&A の趣旨に沿った通知が自治体から発出されるよう徹底してください。

3月3日に発出された Q&Aでは、柔軟な対応についての具体的な方針が示されました。しかし、「可能です」「差し支えありません」という文言で、自治体の裁量(要件裁量)が認められているものが多く、自治体で具体的な事務連絡として発出されていないという声が届いています。これでは即応できないばかりか、地域ごとの違いも大きくなってしまします。自治体の裁量権で出される事務連絡が、厚労省の事務連絡及び Q&A の趣旨に沿ったものとなるよう、自治体に再度要請をしてください。特に A17 「児童の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合」については、「単なる欠席連絡」と「健康管理や相談支援など」の境界は曖昧であり、事業所が対応に苦慮しているところです。また人員が足りない中でも開所要請に従って開所している場合でも「居宅への訪問だけを算定する」という運用がされるなど、居場所づくりの趣旨に沿わない運用を行う自治体が出てくる可能性があります。

なお、今回の緊急的措置の悪用が疑われる事例については、その実態を把握し、対応策を講じてください。緊急的措置が悪用されることへの懸念を理由に、必要とされる「柔軟な運用」が阻害されることのないようにしてください。

2、不適切支援、虐待事案が生じないような策を講じてください。

今般の緊急的に実施される柔軟な対応は、定員超過、人員配置の不備を招く恐れがあるため、子ども

への不適切支援、虐待事案の発生の危険性があります。Q&AのA13では、「事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮するようにしてください」という言及はあるものの、子どもの身体拘束や部屋への閉じ込めなど、不適切支援・虐待防止への配慮への言及はありません。不適切支援・虐待事案の発生抑止を周知するとともに、予防と事案発生時の素早い対応についての策を検討し、各自治体に対して周知・徹底を行ってください。

Ⅱ 個別的要望

1、学校施設(教室、体育館等)を放課後等デイサービス事業所が円滑に利用できるように、文科省から各自治体の教育部門に再度協力要請を行ってください。

3月2日に文科省が発出した事務連絡(「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について(依頼)」)には、放課後等デイサービスが教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能であり「積極的に施設の活用を推進すること」との記載があります。しかし現実には、教育委員会や学校長が貸し渋るケースが報告されています。放課後等デイサービス事業所では、「できるだけ子どもを受け入れる」努力をしているため、事業所内に子どもが密集してしまう事態が生じています。特に、雨天には外遊びができず、また公共施設(公共の柔道場・剣道場、博物館や図書館など)もコロナウイルスの影響で閉鎖となっており、使える施設がありません。

自治体の教育部門の中には、文科省から発出されている上記事務連絡の趣旨を理解していないところがあります。再度、文科省から放課後等デイサービス事業所の学校施設利用を積極的に行うよう周知を図ってください。

2、保護者負担への対応策を講じてください。

現在、利用者負担金は、0円、4600円、37200円という上限の区分が設定されています。今回の一斉 臨時休業の実施によって、利用日数が通常よりも大幅に増える家庭が出てくると予想されますが、この 状況は、37200円の負担額の世帯にとっては重い負担となることを意味します。今回の緊急的対応にお いては、学校休業日の単価となるため、その負担はより重くなります。

3月の通常の利用による負担額と比較して、負担額が増加する場合には、その差額について負担を免除 する等の利用者負担への軽減策を講じてください。

3、従業者の処遇状況を改善する方策を検討してください。

現在、従業者は懸命に子どもたちへの支援・活動を行っています。従業者にも学齢期の子どもをもつ者もおり、勤務時間を調整したり、通常よりも少ない人員で支援・活動をしたりと従業者は身体的、精神的に厳しい状況での業務に当たっています。また、長い開所時間となることで、早出、残業といった状況も生じており、従業者の使命感、熱意がなければ運営を継続できない状況となっています。しかし、従業者の多くは低賃金の状態であり、事業所も財政上、賃金を上げたくても上げられない状況があります。処遇改善加算の見直しがありましたが、それでも十分ではありません。その中で、今回の業務負担の増加が生じています。従業者の業務負担に見合うだけの賃金を保障できるような、処遇改善の措置を緊急的に実施してください。

以上